

株主の皆さまへ

証券コード 6740

2019年9月11日

東京都港区西新橋三丁目7番1号

株式会社ジャパンディスプレイ

代表取締役社長 月崎 義幸

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、46ページの「議決権行使等についてのご案内」をご参照のうえ、2019年9月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2019年9月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区芝公園1-1-1 ベルサール御成門タワー4階 (会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようにご注意ください。)
3 目的事項	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 第三者割当による新株式及び新株予約権付社債発行の件 第3号議案 第三者割当による種類株式発行の件 第4号議案 取締役2名選任の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきますのでご了承ください。 (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人にご通知ください。 (3) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。 (4) インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

・株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.j-display.com/ir/stockinfo/meeting.html>)

定時株主総会のときに行っていました製品展示は、今回は行いませんので、ご承知おきください。

また、株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案に係る転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による普通株式の発行、及び第3号議案に係るA種優先株式の転換による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数を増加するものであります（変更案第6条）。

なお、本定款変更の効力の発生は、本総会において、第2号議案が原案どおり承認され、かつ、同議案に係る普通株式及び本第2回新株予約権付社債（第2号議案において定義します。以下同様です。）の全てが発行されることを条件とするものであります。

- (2) 新たな種類の株式であるA種優先株式の発行を可能とするために、A種優先株式に関する規定を新設するとともに（変更案第6条、第6条の2、第7条）、種類株主総会に関する規定を新設するものであります（変更案第18条の2）。

A種優先株式を発行する理由につきましては、第3号議案をご覧ください。

なお、本定款変更の効力の発生は、本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認され、かつ、第2号議案に係る普通株式及び本第2回新株予約権付社債の全てが発行されることを条件とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案				
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18億4,000万株とする。</u> （新設）	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>33億8,000万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次の通りとする。</u> <table><tr><td>普通株式</td><td>33億8,000万株</td></tr><tr><td>A種優先株式</td><td>10億2,000万株</td></tr></table> （A種優先株式） 第6条の2 当社の発行するA種優先株式の内容は、次項から第8項に定めるものとする。	普通株式	33億8,000万株	A種優先株式	10億2,000万株
普通株式	33億8,000万株				
A種優先株式	10億2,000万株				

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2. 剰余金の配当</u> 当会社は、配当支払日（配当の基準日を定めた場合は基準日とする。以下同じ。）における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に、配当支払日におけるA種転換比率（以下に定義される。）を乗じた額の配当を、配当支払日における最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて支払う。「A種転換比率」とは、その時点でのA種投資金額（第5項第(2)号に定義される。以下同じ。）を、A種転換価額（第7項第(4)号に定義される。以下同じ。）で除した数（小数点以下第3位まで算出し、その小数点以下第3位を切り捨てる。）をいう。
(新設)	<u>3. 残余財産の分配</u> <u>(1) 残余財産の分配</u> 当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、A種投資金額に相当する額を支払う。 <u>(2) 参加条項</u> A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第(1)号に従って残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に残余財産分配時におけるA種転換比率を乗じた額の残余財産の分配を行う。
(新設)	<u>4. 議決権</u> A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	5. 金銭対価の取得請求権（償還請求権） (1) 償還請求権の内容 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の3年後の応当日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の効力が発生する日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額と同額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分により、当会社の取締役会が決定する。 (2) A種投資金額 A種投資金額は以下のとおりとする。 ① 当初は100円とする。 ② 当会社がA種優先株式につき株式分割、株式併合又は株式無償割当て（総称して、以下「株式分割等」という。）を行う場合、以下の算式によりA種投資金額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。また、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て前のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当会社が保有するA種優先株式を除く。）」、「株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数」は「無償割当て後のA種優先株式の発行済株式数（但し、その時点で当会社が保有するA種優先株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\frac{\text{調整後のA種投資金額}}{\text{調整前のA種投資金額}} = \frac{\text{調整前のA種投資金額}}{\text{調整前のA種投資金額}} \times \frac{\text{株式分割等前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後のA種優先株式の発行済株式数}}$ 調整後のA種投資金額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。 ③ その他上記②に類する事由が発生した場合は、A種投資金額は、取締役会の決定により適切に調整される。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	6. 金銭対価の取得条項（強制償還） <u>当社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当該強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種投資金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、A種優先株式の一部取得を行うにあたり、A種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、比例按分により当会社の取締役会が決定する。</u>
(新設)	7. 普通株式対価の取得請求権（転換請求権） <u>(1) 転換請求権の内容</u> A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、払込期日の1年後の応当日以降、当社の毎四半期決算短信の公表後2週間以内に、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき第(3)号に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求日」という。）することができる。 <u>(2) 転換請求の制限</u> 前号に拘わらず、転換請求日において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) A種優先株主が当該転換請求日に転換請求したA種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数点以下第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の転換請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求に係るA種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。 なお、A種優先株式の一部取得を行うにあたり、転換請求を行ったA種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、転換請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分により当会社の取締役会が決定する。「剰余授權株式数」とは、(i) 当該転換請求日における定款に定める当会社の発行可能普通株式総数から、(ii) ①当該転換請求日における発行済普通株式の数並びに②当該転換請求日に発行済みの潜在株式等（当社が保有するもの及びA種優先株式を除く。）の目的となる普通株式の数の合計数を控除した数をいう。「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求したA種優先株式の総数について転換が行われたと仮定した場合における、当該転換請求により交付される普通株式の総数をいう。

現 行 定 款	変 更 案
	(3) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法 <u>A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数は、以下の算式に従って算出される数とする。</u> <u>(算式)</u> <u>A種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式数</u> <u>= A種投資金額 ÷ A種転換価額</u> なお、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。 (4) A種転換価額 A種転換価額は、以下に定める金額とする。 ① 当初は、以下の(A)又は(B)に定める場合に応じて、それぞれに定める金額とする。 (A) 転換請求日において、当会社の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）されている場合、転換請求日の直前の取引日（但し、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の、当会社の普通株式が上場等されている金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当会社の普通株式の終値（気配表示を含む。）に相当する金額と、225円とのいずれか大きい方の金額とする。 (B) 転換請求日において、当会社の普通株式が上場等されていない場合225円とする。 ② 上記①の規定に拘わらず、当会社において以下の(i)乃至(v)に掲げる事由が発生した場合には、それぞれに定めたとおり、A種転換価額を調整する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、小数点以下第3位まで算出し、小数点以下第3位を切り捨てる。 (i) 当会社が普通株式につき株式分割等を行う場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「株式分割等前の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て前の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「株式分割等後の普通株式の発行済株式数」は「無償割当て後の普通株式の発行済株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $\frac{\text{調整後のA種転換価額}}{\text{調整前のA種転換価額}} = \frac{\text{調整前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}} \times \frac{\text{株式分割等前の普通株式の発行済株式数}}{\text{株式分割等後の普通株式の発行済株式数}}$

現 行 定 款	変 更 案
	調整後のA種転換価額は、株式分割を行う場合は当該株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は当該株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（当該株式併合又は株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 (ii) 調整前のA種転換価額を下回る価額をもって当会社の普通株式を発行（自己株式の処分を含む。本(ii)において以下同じ。）する場合（但し、①株式無償割当てを行う場合、②潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。本項において以下同じ。）、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき若しくは一定の事由の発生を条件として普通株式に転換し得る地位を伴う証券若しくは権利をいう。以下同じ。）の行使若しくは転換による場合、③合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は④会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しによる場合を除く。）、以下の算式によりA種転換価額を調整する。なお、本要項において「株式総数」とは、調整後のA種転換価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当会社が保有するものを除く。）に、同日時点での発行済みの潜在株式等（当会社が保有するものを除く。）の目的となる普通株式の数を加えたものをいう。また、本(ii)の算式において、自己株式の処分を行う場合には、「発行価額」を「処分価額」に、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替える。 $\frac{\text{調整後のA種転換価額}}{\text{A種転換価額}} = \frac{\text{調整前のA種転換価額}}{\text{A種転換価額}} \times \frac{\text{株式総数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの発行価額}}{\text{調整前のA種転換価額}}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$ 調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。 (iii) 当会社の普通株式に転換し得る株式を発行する場合（株式無償割当てを行う場合を含む。）で、当該株式の転換により交付される当会社の普通株式の1株あたりの対価の額として当会社の取締役会が決定した額が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iii)の算式における「新規発行株式数」は、本(iii)による調整の適用の日にかかる発行株式の全てにつき普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。

現 行 定 款	変 更 案
	$\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$ $\frac{\text{調整後のA種転換価額}}{\text{調整前のA種転換価額}} \times \frac{\text{調整前のA種転換価額}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$ 調整後のA種転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降、株式無償割当てを行う場合には当該株式無償割当ての効力発生日（当該株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。 (iv) 当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当てを行う場合を含む。）で、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額（以下本(iv)において「1株あたりの対価の額」という。）が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、本(iv)の算式における「新規発行株式数」は、本(iv)による調整の適用の日にかかる新株予約権の全てにつき行使又は普通株式への転換がなされた場合に交付される普通株式の数とする。 $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの対価の額}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$ $\frac{\text{調整後のA種転換価額}}{\text{調整前のA種転換価額}} \times \frac{\text{調整前のA種転換価額}}{\text{株式総数} + \text{新規発行株式数}}$ 調整後のA種転換価額は、割当日の翌日以降、新株予約権無償割当てを行う場合には当該新株予約権無償割当ての効力発生日（当該新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降、また、株主割当日がある場合には、当該株主割当日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	(v) (a)当会社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、 (b)当会社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換、又は(c)当会社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合で、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当会社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当会社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当会社の株式（以下「割当株式」という。）1株あたりの価値（当会社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前のA種転換価額を下回る場合、以下の算式によりA種転換価額を調整する。但し、かかる割当株式が当会社の普通株式に転換し得る株式である場合、本(v)の算式における「割当株式数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。 $ \begin{aligned} & \text{調整後の} \quad \text{調整前の} \\ & \text{A種転換} \quad \text{A種転換} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの価値}}{\text{株式総数} + \text{調整前のA種転換価額}} \\ & \text{価額} \quad \text{価額} \quad \text{株式総数} + \text{割当株式数} \end{aligned} $ 調整後のA種転換価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降これを適用する。

第2号議案 第三者割当による新株式及び新株予約権付社債発行の件

会社法第199条、第236条及び第238条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の内容で、Suwa Investment Holdings, LLC（以下「Suwa」といいます。）に対する第三者割当による、普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本新株式第三者割当」といいます。）、株式会社ジャパンディスプレイ第2回転換社債型新株予約権付社債（以下「本第2回新株予約権付社債」といいます。）の発行（以下「本第2回新株予約権付社債第三者割当」といいます。）及び株式会社ジャパンディスプレイ第3回転換社債型新株予約権付社債（以下「本第3回新株予約権付社債」といいます。）の発行（以下「本第3回新株予約権付社債第三者割当」といいます。）、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当と併せて「本第三者割当」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

本新株式の発行株式数840,000,000株（議決権数8,400,000個）について、2019年3月31日現在の当社発行済株式総数846,165,800株及び議決権数8,461,491個を分母とする希薄化率は99.27%（議決権ベースの希薄化率は99.27%）に相当します。また、本新株式の発行株式数840,000,000株（議決権数8,400,000個）、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが転換価額50円で行使された場合に交付される株式数760,000,000株（議決権数7,600,000個）の合計1,600,000,000株（合計議決権数16,000,000個）について、2019年3月31日現在の当社発行済株式総数846,165,800株及び議決権数8,461,491個を分母とする希薄化率は189.09%（議決権ベースの希薄化率は189.09%）に相当します。このように、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動が生じることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、本総会にて、株主の皆様のご承認を併せてお願いするものであります。

また、本第2回新株予約権付社債第三者割当及び本第3回新株予約権付社債第三者割当についてご承認いただくとともに、会社法第239条第1項の規定に基づき、本第2回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として増額させること、及び本第2回新株予約権付社債に付された新株予約権（以下「本第2回新株予約権」といいます。）の数を100個を上限として増加させること、並びに本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として減額させること、及び本第3回新株予約権付社債に付された新株予約権（以下「本第3回新株予約権」といいます。）の数を100個を上限として減少させること（ただし、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を合計380億円、本第2回新株予約権の数及び本第3回新株予約権の数を合計380個とする。）の決定を取締役に委任することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、本第三者割当の実行に際して必要とされる各国の関係当局の許認可等が得られること、本総会において、第1号議案乃至第3号議案が承認されること、当社株主総会において、Suwaが指名する取締役候補の取締役選任議案が承認されること、当社の主要顧客から当社製品の購入中止又は購入量の大幅な削減の検討又は決定に関する通知を受けていないこと、当社株式の終値が30円以下となっていないこと、Suwaが1億米ドルについて当社顧客から支援を受けることにより払込みに要する資金を確保すること、並びに、中国の政府当局からの介入がないこと等（以下「本前提条件」といいます。）が全て満たされることを条件としております。また、本第3回新株予約権付社債第三者割当は、本前提条件に加え、当社がSuwaに対して、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込資金は不要であるとして所定の方法により事前の書

面による通知を行っていないこと、及びSuwaによる本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する資金の調達が完了していること等を条件としております。

1. 本第三者割当を提案する理由

(1) 本第三者割当に至る経緯

ア. 当社の財務状況及び大規模な資本性資金の調達必要性

当社は、ディスプレイの高精細化、低消費電力化、狭額縁化を実現するLTPSバックプレーン技術に強みを持ち、当該技術をコアとした高性能液晶ディスプレイの開発・生産により、中小型液晶ディスプレイの分野でスマートフォンメーカーや車載機器メーカー、民生機器メーカー等から数多くの採用をいただいております。

しかしながら、当社の主たる事業であり、スマートフォンやタブレット向けディスプレイを取り扱うモバイル分野においては、近年、バックライトを使わないことによる薄型化が可能な有機EL（Organic Light Emitting Diode、以下「OLED」といいます。）ディスプレイへの置換がハイエンドスマートフォン向けにおいて加速しております。当社としても、OLEDディスプレイへの経営資源の投入を図り事業分野としての確立を目指しておりますが、事業化のタイミングにおいて取組みを先行してきた競合他社に後れを取る状況となっており、当社の主要顧客においても、OLEDディスプレイを採用したスマートフォンの新機種の投入に積極的である中で、今後当社の当該顧客への販売が減少する可能性が生じております。また、スマートフォン市場の成長を牽引してきた中国経済の減速やスマートフォンの買い替えサイクルの長期化等により、スマートフォン市場の世界的な成長鈍化が生じており、当該成長の鈍化は今後も継続することが見込まれております。さらに、中国の競合ディスプレイメーカーがOLEDを含めた技術の急速なキャッチアップや政府支援による生産能力の拡大により攻勢を強めており、スマートフォン向けディスプレイ市場における価格競争が激化しております。

かかる事業環境の急激な変化により、当社は、2019年3月期通期においても親会社株主に帰属する当期純利益で赤字を計上したことから純資産の毀損が生じ、今後もこのような業績悪化が継続する場合には、更なる純資産の毀損が生じる可能性があります。また、足元の業績低迷に伴って、当社のキャッシュ・フローも急激に悪化しており、利益と同様に、もし今後もこのような業績低迷が継続する場合には、当社の財務的安定性が中長期的に低下していくことが予想されます。

結果として、当社単独での事業継続を前提とした場合、今後、当社の足元の運転資金（事業上必要となる資本的支出を含む。）として当社の事業価値の維持に最低限必要と見込まれる現預金残高（連結）の水準を下回る可能性が否定できません。そのため、当社としては、大規模な資本性資金の注入がなければ、悪化した資金繰りの抜本的な解決や安定的な事業継続を目的とした純資産の確保が困難な状況にあり、今後も事業環境が大きく好転しない場合には、当社の資金繰りが悪化することで当社の事業価値の維持が困難となるのみならず、過小資本に陥ることで株式価値が著しく毀損する事態になり得る状況に置かれております。

当社は、事業ポートフォリオの見直し、モバイル分野における構造改革、成長事業である車載・ノンモバイル分野へのリソースシフトといった経営改善施策を行ってきており、今後それをさらに加速させる必要がありますが、大規模な資本性資金の注入による抜本的な資金繰りの改善を実行しない限り、このような危機的な状況を解消することが困難であると判断しました。

以上を踏まえて、当社に対する資本性資金の提供を含む支援をいただける新たなスポンサーを選定し、かかるスポンサーからの支援により、当社が抱える課題に抜本的に対処し、財務面においては、足元及び将来に亘るの運転資金の確保、キャッシュ・フローの正常化、今後の成長投資資金の獲得及び安定的な事業継続を目的とした純資産の確保等、事業面においては、世界的なサプライチェーンマネジメント機能や幅広い顧客基盤を組み合わせたビジネスの改善、蒸着方式OLEDディスプレイの事業化、及びコスト構造の改善等を早期に実現することが、当社の安定的な事業継続と今後の成長戦略の観点から最善の選択肢であるとの結論に至りました。

イ. スポンサー選定の経緯

当社は、当初、2017年8月9日付「構造改革および中期経営計画の骨子について」において、OLEDディスプレイの量産化技術の確立と事業化の加速を目的とした戦略的パートナーシップの構築を目指すことを公表し、戦略的パートナーからのOLEDディスプレイの量産ライン立ち上げに向けた成長資金の提供も視野に入れ、当社の筆頭株主かつ最大債権者である株式会社INCJ（以下「INCJ」といいます。）とも協議をしながら、複数の戦略的パートナー候補先との間で協議を進めてきました。戦略的パートナーの選定プロセスについては、当社株主の皆様の株式価値を極大化する戦略的パートナーを選別すべく、単一の候補先との相対折衝ではなく、入札方式を採用した上で、相当数の候補先を入札に勧誘する方針を決定しました。なお、入札方式の採用にあたり、戦略的パートナーシップの具体的なストラクチャーについては、当社の今後の成長に寄与するという観点があれば柔軟に対応可能であるとし、候補先の需要を最大限喚起するようにしました。

以上の経緯から、当社は、戦略的パートナー選定プロセスとしての入札手続を進め、Suwaコンソーシアム（注）を含む第一次入札の参加者は、2018年9月下旬までの間に、当社の事業や財務に関する初期的な分析や必要に応じて当社経営陣との面談を実施した一方、当社においても各候補先と戦略的パートナーシップの内容や想定されるシナジー効果等の概要を確認しました。その結果、2018年9月下旬までに、複数の候補先が第一次提案書を提出し、当社及びINCJはそれらの内容を比較検討し、第一次入札を通過させる候補者を選定しました。

その後、2018年12月下旬までの間に、第一次入札を通過した各候補先が、当社の事業や財務・税務、法務等に関するデュー・ディリジェンスや当社経営陣との面談等を通じて、戦略的パートナーシップの構築、成長資金の提供等に係る更なる分析と検討を進めました。また、当社においても各候補先と具体的な戦略的パートナーシップの内容や想定されるシナジー効果等に関して、複数回に亘って協議を実施し、パートナーとしての適格性を検証しました。

戦略的パートナー選定プロセスが上記のとおり進んでいた中、上記「ア.当社の財務状況及び大規模な資本性資金の調達必要性」に記載のとおり、事業環境が急激に変化した結果、当社の資金繰り及び収益性が急激に悪化しており、今後事業環境が大きく好転しない場合には、当社の事業価値の維持が困難となるのみならず、過小資本に陥ることで株式価値が著しく毀損する事態になり得る状況に置かれております。そのため、当社としては、悪化した資金繰りの抜本的な解決や上場会社として適切な純資産額水準の確保のためには、大規模な資本性資金が早期に必要であると判断し、入札に参加している候補先の中から、提供可能な資本性資金の金額、その実施時期・実現可能性、スポンサーとして参画した後の当社の経営・事業に関する考え方、中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等を慎重に検討することで、最終的な

スポンサーを決定することとしました。なお、当社は候補先の追加についても検討しましたが、プロセス開始以降の多数の候補先との接触とその内容、当社の置かれた厳しい財務状況等を踏まえ、当社の希望する短い時間軸で、大規模な資本性資金の注入に応じられるスポンサーを追加的に見つけ出し最終的な合意まで至ることは困難との考えに至りました。

そのような中、Suwaコンソーシアムは、当社に対し、2019年1月7日、Suwaコンソーシアムが組成するSuwaが当社の普通株式及び転換社債型新株予約権付社債を引き受けることで、総額500億円～600億円の資金提供を実施する意向を表明しました。また、Suwaコンソーシアムは、①TPK Holding Co., Ltd. (以下「TPK」といいます。)との液晶ディスプレイビジネスに関する業務提携、②Harvest Tech Investment Management Co., Ltd. (以下「Harvest Tech」といいます。)との蒸着方式OLEDディスプレイの量産計画に関する業務提携により、当社の課題であるスマートフォン向けビジネスの改善、蒸着方式OLEDディスプレイの事業化、及びコスト構造の改善等に当社と協力して取り組む強い意向を表明しました。これを受け、当社はINCJに意向を確認したところ、INCJからも、一定の継続的な支援の意向を得ることができたため、当社の置かれた財務面・事業面の状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素に照らし、当社の経営安定化に資する可能性の最も高いSuwaコンソーシアムが最適のスポンサー候補であると判断し、2019年1月12日付で、Suwaコンソーシアムをスポンサー候補選定プロセスにおける最有力かつ優先候補先と決定しました。

当社とSuwaコンソーシアムは、2019年1月12日以降、最終的な支援内容の合意に向けて協議及び交渉を重ねておりましたが、その間にも当社の資金繰り及び収益性は悪化を続け、当社が悪化した資金繰りを抜本的に解決し上場会社として適切な純資産額水準を確保するためには、より大規模な資本性資金の注入による長期安定資金の確保が必要となりました。当社は、Suwaコンソーシアムに対して、提供する資本性資金の増額を要請し、その結果、Suwaコンソーシアムから、最大で800億円までの資金提供が可能である旨の回答を受けました。また、Suwaコンソーシアムは、INCJとの間でも、当社の持続的な事業運営のための長期安定資金の確保の必要性について協議し、当社への支援についてINCJに打診を行った結果、INCJの担当役員から当社担当役員に対し、リファイナンスを含む各種支援が提供可能である旨の意向が表明されました。

上記の経緯から、当社は、Suwaコンソーシアム及びINCJとの間で協議を行った結果、2019年4月12日、Suwaコンソーシアムを当社のスポンサーとして選定することを決定し、また、当社の筆頭株主かつ最大債権者であるINCJからも継続的な支援を受けることを決定しました。

その後、当社は、TPK、Cosgrove Global Limited (以下「CGL」といいます。)及びTopnotch Corporate Limited (以下CGLと併せて「CGLグループ」といいます。)がSuwaの出資予定者から離脱したこと、及び上記リファイナンスに伴うINCJに対する優先株式の発行総額が750億円から1,020億円に変更されたこと等に伴い、2019年8月7日付でSuwaとの間で「AMENDED AND RESTATED CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT」(以下「本資本業務提携変更契約」といいます。)を締結し、また、本新株式に係る申込期間及び払込期日、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債のそれぞれの申込期間及び払込期日、発行価額の総額並びにそれぞれに付された各新株予約権の行使期間を変更しましたが、当社としては、これらの事情変更は2019年4月12日時点におけるSuwaコンソーシアムを当社のスポンサーとして選定しINCJからも継続的な支援を受ける旨の決定の前提を大きく変更するものではなく、当該決定

はこれらの事情変更を踏まえてもなお妥当性を有すると判断しております。

また、当社は、2019年8月27日付の取締役会において、本総会における本第三者割当に係る議案として、会社法第239条第1項の規定に基づき、本第2回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として増額させること、及び本第2回新株予約権の数を100個を上限として増加させること、並びに本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として減額させること、及び本第3回新株予約権の数を100個を上限として減少させること（ただし、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を合計380億円、本第2回新株予約権の数及び本第3回新株予約権の数を合計380個とする。）の決定を取締役に委任することを併せて付議する旨の決議を行いました。当社としては、これらの事情変更は2019年4月12日時点におけるSuwaコンソーシアムを当社のスポンサーとして選定しINCJからも継続的な支援を受ける旨の決定の前提を大きく変更するものではなく、当該決定はこれらの事情変更を踏まえてもなお妥当性を有すると判断しております。

ウ. 本第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

当社が従事する中小型ディスプレイ分野においては、ハイエンドスマートフォン向けディスプレイの液晶ディスプレイからOLEDディスプレイへの置換、スマートフォン市場の世界的な成長鈍化、中国の競合ディスプレイメーカーの台頭による価格競争激化等、事業環境の急激な変化や悪化が生じております。加えて、上記「ア. 当社の財務状況及び大規模な資本性資金の調達必要性」に記載のとおり、事業環境の急激な変化等の結果として、当社の資金繰り及び収益性が急激に悪化しており、今後事業環境が大きく好転しない場合には、当社の事業価値の維持が困難となるのみならず、過小資本に陥ることで株式価値が著しく毀損する事態になり得る状況に置かれております。以上を踏まえ、当社に対する資本性資金の提供を含む支援をいただける新たなスポンサーを選定し、かかるスポンサーからの支援により、財務面及び事業面における当社の課題に早期かつ抜本的に対処することが、当社の安定的な事業継続と今後の成長戦略の観点から最善の選択肢であるとの結論に至りました。

スポンサー選定プロセスにおいて、当社は、当社の事業継続にあたり最良の条件を引き出し、ひいては株主の皆様の株式価値を極大化する観点から入札方式を採用し、Suwaコンソーシアム以外にも国内外多数の事業投資家及び金融投資家に接触し、当社に対する支援の可能性について協議をしましたが、結果的に、当社の財務面及び事業面の双方の支援の観点から、Suwaコンソーシアムをスポンサーとすることが当社の企業価値向上のためには最善の策であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の株主の皆様に対しても最善の策であると判断しました。

当社は、上記のとおり、2019年1月12日付で、Suwaコンソーシアムをスポンサー候補選定プロセスにおける最有力かつ優先候補先と位置付けた上で、Suwaコンソーシアムからの提示条件は、当社の既存株式の大規模な希薄化のみならず、有利発行を前提としたものであり、当社の株主の皆様にも重大な影響を与えるものであったため、当社としても慎重な検討を行いました。当社は、本第三者割当の条件について、株主の皆様の株主利益を最大化する観点から、Suwaコンソーシアムと協議及び交渉を行い、1株当たり払込金額の引き上げを試みました。具体的には、下記「(2)払込金額が合理的であると判断した理由」に記載のとおり、当社は、1株当たり50円という価額は、当社の当時の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであり、Suwaに特に有利な金額であり有利発行に該当すること、有利発行となる場合、当社の既存の株主の皆様にも与える影響

が大きいこと等から、発行価額について当社普通株式の市場株価を基準に有利発行に当たらない範囲で決定すべく、Suwaコンソーシアムとの間で繰り返し交渉を行ってきました。しかし、株主の皆様の株主利益の観点から、早期かつ安定的な資本性資金の提供が見込まれかつ当社の企業価値の向上に資するスポンサー候補から大規模な資本性資金の調達を確保することが最優先事項であったため、有利発行を回避する1株当たり払込金額をSuwaコンソーシアムから取り付けることはできませんでした。

一方で、Suwaコンソーシアムとの間では、以下のような内容の業務提携について協議を継続しております。当社としては、このような業務提携の実施は、今後の成長戦略及び企業価値の最大化の観点から最善の策であると判断しております。なお、上記「イ. スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、当社は、2019年4月12日時点においては、同日付で「LCD Business Alliance Basic Agreement」を締結し、TPKとの液晶ディスプレイビジネスに関する業務提携についても実施を検討しておりましたが、TPKが出資予定者から離脱したことを受け、2019年8月9日、TPKとの間で、「LCD Business Alliance Basic Agreement」を解除することを内容とする「Termination Agreement on LCD Business Alliance Basic Agreement」を締結し、当該業務提携を実施しないことといたしました。

- ・ Harvest Techとの蒸着方式OLEDディスプレイの量産計画に関する業務提携

当社は、Harvest Techとの間で、蒸着方式OLEDディスプレイの量産計画に関する業務提携の実現に向けて引き続き協議を行う旨を合意しました。Harvest Techとの当該業務提携は、当社が2017年8月9日付「構造改革および中期経営計画の骨子について」で掲げたOLEDディスプレイの量産化技術の確立と事業化の加速を目的とした戦略的パートナーシップの構築を趣旨としており、当社の技術力とHarvest Techの資金調達力を合わせ、OLEDディスプレイの設計、製造及び販売におけるリーディングカンパニーとなることを目的としたものです。当社は、スマートフォン向けディスプレイ市場における液晶ディスプレイからOLEDディスプレイへの置換が進む状況にも鑑みると、当該量産計画の策定及び実行に向けた協議の推進は、当社の中長期的な成長の実現のためには極めて重要であると考えております。そこで、当社及びHarvest Techは蒸着方式OLEDディスプレイの量産計画の策定及び実行に向けて協議を推進していくことで合意し、2019年4月12日付で「Memorandum of Understanding」を締結しております。上記の「Memorandum of Understanding」での規定事項には法的拘束力はなく、その最終的な内容に関しては、現在、当社とHarvest Techの間で協議中であり、当該内容が決定次第、速やかに開示いたします。

また、SuwaコンソーシアムとINCJが別途協議した結果、INCJからは、①既存のINCJからの各支援に係るチェンジ・オブ・コントロール条項を行使しないこと、②新規貸付及び優先株式の引受けによるリファイナンスを行うこと、③本第三者割当の払込みまでブリッジ・ローンを提供することが可能である旨の意向表明があったとのことです。いずれも当社単独の事業運営を前提とした場合には確保し得なかった財務施策であると考えております。なお、当社は、SuwaコンソーシアムとINCJとの協議を踏まえ、INCJによる①乃至③の各施策の実施に向け、INCJ及びSuwaとの間で、2019年4月12日付で「Memorandum of Understanding」（以下「MOU」といいます。）を締結しております。

また、当社は、本第三者割当が、当社の既存株式の大規模な希薄化のみならず、有利発行を前提としたものであり、当社の株主の皆様にも重大な影響を与えるものであることを踏まえ、本第三者割当の公正性・透明

性・客観性を担保するため、以下の措置を実施しました。

① 独立した第三者算定機関からの価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

下記「(2)払込金額が合理的であると判断した理由」に記載のとおり、当社は、Suwaとの協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の払込金額を決定するに際して、また、本総会における株主の皆様への議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、本株式価値算定書（「(2) 払込金額が合理的であると判断した理由 ① 本新株式 ア. 払込金額の具体的な内容」で定義します。）、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の価値算定書、並びに本新株式、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の払込金額がSuwaを除く当社の株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出をそれぞれ依頼し、2019年4月12日付で取得しております。

② 独立した第三者からの意見書の取得

本第三者割当は、当社の既存株式の大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、下記「(2)払込金額が合理的であると判断した理由」に記載のとおり、本新株式の払込金額は、当時の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、既存株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、2019年4月12日時点において、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の取締役であった白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本第三者割当に関する意見を諮問し、2019年4月12日付で本第三者割当が必要かつ相当である旨の意見をいただきました。

以上を踏まえ、当社は、当社の財務面及び事業面の双方の支援の観点から、Suwaコンソーシアムの条件提示が当社の企業価値向上のためには最善の策であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の株主の皆様に対しても最善の策であると判断し、Suwaとの間で2019年4月12日付で「CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT」を締結しました。

その後、当社は、TPK及びCGLグループがSuwaの出資予定者から離脱したこと、リファイナンスに伴うINCJに対する優先株式の発行総額が750億円から1,020億円に変更されたことその他の事情変更を踏まえて、Suwaとの間で協議を行った結果、これらの事情変更は2019年4月12日時点における、当社の財務面及び事業面の双方の支援の観点から、Suwaの条件提示が当社の企業価値向上のためには最善の策であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の株主の皆様に対しても最善の策であるとの判断の前提を大きく変更するものではなく、当該判断はこれらの事情変更を踏まえてもなお妥当性を有すると判断し、Suwaとの間で2019年8月7日付で本資本業務提携変更契約を締結しました。本資本業務提携変更契約においては、本新株式に係る申込期間及び払込期日、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債のそれぞれの申込期間及び払込期日、発行価額の総額並びにそれぞれに付された各新株予約権の行使期間を変更しております。

また、当社は、その後、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債に関する事項が一部変更されたことに伴い、赤坂国際会計から2019年8月7日付で本変更後転換社債型新株予約権付社債価値算定書（②で定義します。）等を取得しております。その上で、2019年8月7日付の取締役会において、当社の取締役である橋本孝久氏及び栗田良輔氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締

役です。)は、2019年4月12日付の取締役会において当時の社外取締役が表明した本第三者割当が必要かつ相当である旨の意見は、これらの事情変更を踏まえても妥当する旨の意見を表明しております。

さらに、当社は、2019年8月27日付の取締役会において、本総会における本第三者割当に係る議案として、会社法第239条第1項の規定に基づき、本第2回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として増額させること、及び本第2回新株予約権の数を100個を上限として増加させること、並びに本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として減額させること、及び本第3回新株予約権の数を100個を上限として減少させること(ただし、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を合計380億円、本第2回新株予約権の数及び本第3回新株予約権の数を合計380個とする。)の決定を取締役に委任することを併せて付議する旨の決議を行いました。その上で、2019年8月27日付の取締役会において、当社の取締役である橋本孝久氏及び栗田良輔氏(いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。)は、2019年4月12日付及び同年8月7日付の取締役会において当時の社外取締役が表明した本第三者割当が必要かつ相当である旨の意見は、これらの事情変更を踏まえても妥当する旨の意見を表明しております。

(2) 払込金額が合理的であると判断した理由

① 本新株式

ア. 払込金額の具体的な内容

Suwaコンソーシアムは、当初、当社に対し、当社の発行済株式総数の50%弱に相当する普通株式を1株当たり47円で引き受けること、及び、資金提供総額の残額相当分として転換社債型新株予約権付社債を引き受けることを提案しました。当社は、1株当たり47円という価額は、当社の直近の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであり、Suwaに特に有利な金額であり有利発行に該当すること、有利発行となる場合、当社の既存の株主の皆様に与える影響が大きいこと等から、発行価額について当社普通株式の市場株価を基準に有利発行に当たらない範囲で決定すべく、Suwaコンソーシアムとの間で繰り返し交渉を行ってきました。その結果、本新株式の払込金額は、50円と決定しました。

当該払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日である2019年4月11日の東京証券取引所における当社株式の終値(以下「終値」といいます。)78円に対しては35.90%のディスカウント、本取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2019年3月12日から2019年4月11日まで)の終値の平均値である76円(円未満四捨五入)に対しては34.21%のディスカウント、同3か月間(2019年1月15日から2019年4月11日まで)の終値の平均値である75円(円未満四捨五入)に対しては33.33%のディスカウント、同6か月間(2018年10月12日から2019年4月11日まで)の終値の平均値である80円(円未満四捨五入)に対しては37.50%のディスカウントとなります。また、当該払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議変更決議日(以下「本取締役会決議変更決議日」といいます。)の直前営業日である2019年8月6日の終値70円に対しては28.57%のディスカウント、本取締役会決議変更決議日の直前営業日までの1か月間(2019年7月8日から2019年8月6日まで)の終値の平均値である75円(円未満四捨五入)に対しては33.33%のディスカウント、同3か月間(2019年5月7日から2019年8月6日まで)の終値の平均値である67円(円未満四捨五入)に対しては25.37%のディスカウント、同6か月間(2019年2月7日から2019年8月6日まで)の終値の平均値である70円(円未満四捨五入)に対しては

28.57%のディスカウントとなります。

イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、Suwaとの協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社株式の株式価値算定及びフェアネス・オピニオンの提出を依頼しました。なお、赤坂国際会計は、当社及びSuwaの関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていることから市場株価平均法を採用するとともに、本第三者割当による資金調達が実施されない場合には事業継続に重要な影響を及ぼす可能性があるものの市場株価には当該影響が反映されていないと考えられること、本件公表に伴い公表される情報のうち算定基準日までの市場株価に反映されていない情報の重要性が高い可能性があること等を勘案し、市場株価平均法以外の2つの算定手法による算定結果についても総合的に検討したとのことです。具体的には、①市場株価平均法に加え、②類似会社比較法、③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行うとともに、参考情報として純資産価額法を用いて価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会計から2019年4月12日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

また、当社は、赤坂国際会計から、同日付で、本新株式の払込金額は、当社及びSuwaを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

- ① 市場株価平均法： 75円から78円
- ② 類似会社比較法： 46円から62円
- ③ DCF法： 20円から71円

（参考情報）

純資産価額法： △142円から△106円（1株当たり純資産価額）

①市場株価平均法については、本株式価値算定書では、2019年4月11日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値78円、直近1か月間の終値単純平均値76円、直近3か月間の終値単純平均値75円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、75円から78円と算定されております。

②類似会社比較法は、一般に公開された情報である同業他社の株価及び財務データを使用するため、実証的かつ客観的な価値評価が可能になる算定手法であり、市場株価平均法による算定結果を検証・補完する方法として使用することが可能と考えられています。本株式価値算定書では、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、シャープ株式会社、京セラ株式会社、株式会社村田製作所、TDK株式会社、オムロン株式会社及びアルプスアルパイン株式会社を選定した上で、企業価値に対する償却前営業利益の倍率（EV/EBITDA倍率）及びPBRを用いて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は46円から62円と算定されています。

③DCF法は、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられてい

ます。本株式価値算定書では、当社が作成した2019年3月期から2023年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2019年3月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、20円から71円と算定されています。

なお、赤坂国際会計がDCF法の算定の前提とした当社の事業計画は、2020年3月期の売上高が2019年3月期の売上高に比して減少し、引き続き営業赤字となる一方で、2021年3月期以降、売上高が徐々に回復し、営業利益の黒字化を企図したものとなっております。

また、純資産価額法は、事業継続を前提とした算定結果を提供するものではなく、企業の解散価値を検討する際に客観性の面で相対的に優れた算定結果を提供し得る手法であると考えられています。本株式価値算定書では、当社の2019年3月期第3四半期末時点の純資産価額1,051億4,600万円に対して、事業を継続せずに清算処分することを前提に、事業継続を前提としない場合には、無形固定資産のうち、のれんについては直ちに売却することは不可能と考えられること、棚卸資産、有形固定資産及び投資有価証券については、資産の早期売却等に伴い帳簿価額と処分価額が乖離することが想定されることから、帳簿価額からの一定の減額等を考慮し、時価評価損益等を考慮した修正後純資産価額を△1,203億8,200万円から△893億8,800万円と算定し、当社株式の1株当たりの純資産価額の範囲は、△142円から△106円と算定されています。

ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

本新株式の払込金額は、複数のスポンサー候補との間の協議の結果も踏まえて、Suwaコンソーシアムとの間で真摯な協議及び交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、大規模な資本性資金が早期に必要である当社の置かれた状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しています。

また、本株式価値算定書に照らしても、②類似会社比較法の算定結果（46円から62円）及び③DCF法の算定結果（20円から71円）の範囲内であることから、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。加えて、当社は、赤坂国際会計から、本新株式の払込金額は、当社及びSuwaを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

なお、①市場株価平均法について、類似会社比較法による算定結果（46円から62円）やDCF法による算定結果（20円から71円）と比較すると、市場株価平均法による算定結果（75円から78円）は比較的高い評価レンジとなっています。当社は、このような類似会社比較法及びDCF法による各算定結果は、当社株式の株式価値算定においては、市場株価平均法を採用する論理的前提である、上場株式の市場価格がその期待将来収益の現在価値を表示するという仮定が必ずしも当てはまらない可能性が高いことを示すものであると考えています。当社は、類似会社比較法及びDCF法による各算定結果で検証した結果、市場株価平均法により算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲（75円から78円）は、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用することができるかについて疑義があると懸念しており、本新株式の払込金額の決定において採用すべきであるとの判断には至りませんでした。また、純資産価額法については、事業を継続せずに清算処分をすると仮定した場合の価値として一定の参考にはなり得るものの、当社は事業継続を前提としているため、本新株式の払込金額を決定する上では参照すべきではないと考えております。

以上を踏まえ、当社は、上記のとおり、本新株式の払込金額を、50円に決定しました。かかる払込金額は、2019年4月12日当時の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものの、大規模な資本性資金が早期

に必要である状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行ったものの、Suwaコンソーシアム以外のスポンサー候補から、早期かつ安定的な資本金性の資金の提供が見込まれ、かつ当社の企業価値の向上に資する具体的な提案を含む意向の表明を受けていなかったことや、当社の置かれた現在の状況に鑑みると、Suwaコンソーシアムからの資金提供を確保することが最善の策であると考えられること、Suwaとの間で真摯な協議及び交渉を経た結果として最終的に合意されたものであることに加え、本株式価値算定書の算定結果のうち、②類似会社比較法及び③DCF法による算定結果の範囲内であることから、妥当な金額であると判断しました。

なお、その後、当社は、TPK及びCGLグループがSuwaの出資予定者から離脱したこと、及びリファイナンスに伴うINCJに対する優先株式の発行総額が750億円から1,020億円に変更されたこと等に伴い、2019年8月7日付でSuwaとの間で本資本業務提携変更契約を締結し、また、本新株式に係る申込期間及び払込期日を変更しましたが、当社としては、これらの事情変更は2019年4月12日時点における本新株式の払込金額は妥当な金額であるとの判断の前提を大きく変更するものではなく、当該判断はこれらの事情変更を踏まえてもお妥当性を有すると判断しております。

もっとも、かかる払込金額は、2019年4月12日当時の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、Suwaに特に有利な金額に該当するものとして、本総会において、特別決議による承認を受けることを、本新株式第三者割当による本新株式の発行の条件としました。

② 本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債

当社は、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の価額の評価及びフェアネス・オピニオンの提出を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計から2019年4月12日付で、転換社債型新株予約権付社債価値算定書（以下「本転換社債型新株予約権付社債価値算定書」といいます。）を取得しております。本転換社債型新株予約権付社債価値算定書によれば、赤坂国際会計は、評価基準日である2019年4月11日時点における市場環境等を考慮した一定の前提の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の公正な評価額を額面100円当たり97.7円から104.6円と算定しており、その上で、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行によって当社が得ることのできる経済的利益（本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権の実質対価）が本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権の公正価値を上回る水準にあることを確認しております。また、当社は、赤坂国際会計から2019年4月12日付で、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の払込金額は、当社及びSuwaを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

その後、当社は、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債に関する事項が一部変更されたことに伴い、赤坂国際会計から2019年8月7日付で、転換社債型新株予約権付社債価値算定書（以下「本変更後転換社債型新株予約権付社債価値算定書」といいます。）を取得しております。本変更後転換社債型新株予約権付社債価値算定書によれば、赤坂国際会計は、評価基準日である2019年8月6日時点における市場環境等を考慮した一定の前提の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の公正な評価額を額面100円当たり98.9円から105.0円と

算定しており、その上で、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行によって当社が得ることのできる経済的利益（本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権の実質対価）が本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権の公正価値を上回る水準にあることを確認しております。また、当社は、赤坂国際会計から2019年8月7日付で、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の払込金額は、当社及びSuwaを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

当社は、上記に加えて、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行条件及び払込金額を決定しており、当社としては、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行条件は公正な水準であると判断しています。

その後、当社は、2019年8月27日付の取締役会において、本総会における本第三者割当に係る議案として、会社法第239条第1項の規定に基づき、本第2回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として増額させること、及び本第2回新株予約権の数を100個を上限として増加させること、並びに本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として減額させること、及び本第3回新株予約権の数を100個を上限として減少させること（ただし、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を合計380億円、本第2回新株予約権の数及び本第3回新株予約権の数を合計380個とする。）の決定を取締役に委任することを併せて付議する旨の決議を行いました。当社としては、これらの事情変更は2019年4月12日時点における本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行条件は公正な水準であるとの判断の前提を大きく変更するものではなく、当該判断はこれらの事情変更を踏まえてもなお妥当性を有すると判断しております。

もっとも、客観的な市場価格のない本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があること、それらの行使価額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであることから、Suwaに特に有利な金額に該当するものとして、本総会において、特別決議による承認を受けることを、本第2回新株予約権付社債第三者割当及び本第3回新株予約権付社債第三者割当による本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行の条件としました。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社としては、2019年4月12日時点において、大規模な資本性資金の調達が必要であるところ、大規模な資本性資金を確保するためには、当社の直近の市場株価に照らすと、当社の既存株式の大規模な希薄化は避けられないとの判断に至りました。他方で、①当社には大規模な資本性資金が早期に必要なであると認められるところ、本第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な限度に留まること、②Suwaに対する本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本第三者割当は既存株式に過度な希薄化が生じることを避けるため、普通株式と新株予約権付社債を組み合わせたものであること、④本新株式並びに本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行条件についても、当社の置かれた厳しい財務状況並びに複数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議及びSuwaとの協議及び交渉の結果決定されたものであり、赤坂国際会計から2019年4月12日付で取得した当社株式の本株式価値算定書、並びに

本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の価値算定書で示された算定結果も踏まえると、当該発行条件は、本第三者割当を実施する必要性に鑑みればやむを得ないものであると認められると判断できること、⑤本第三者割当は特に有利な条件での発行に該当するため、本総会の特別決議による承認を条件としており、その他法令上必要な手続が行われていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる当社の既存株式の大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

その後、当社は、TPK及びCGLグループがSuwaの出資予定者から離脱したこと、及びリファイナンスに伴うINCJに対する優先株式の発行総額が750億円から1,020億円に変更されたこと等に伴い、2019年8月7日付でSuwaとの間で本資本業務提携変更契約を締結し、また、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債に関する事項が一部変更されたことに伴い、赤坂国際会計から2019年8月7日付で、転換社債型新株予約権付社債価値算定書等を取得しましたが、当社としては、これらの事情変更は2019年4月12日時点における本第三者割当を実行することには合理性が認められるとの判断の前提を大きく変更するものではなく、当該判断はこれらの事情変更を踏まえてもなお妥当性を有すると判断しております。

また、当社は、2019年8月27日付の取締役会において、本総会における本第三者割当に係る議案として、会社法第239条第1項の規定に基づき、本第2回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として増額させること、及び本第2回新株予約権の数を100個を上限として増加させること、並びに本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を100億円を上限として減額させること、及び本第3回新株予約権の数を100個を上限として減少させること（ただし、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行価額の総額を合計380億円、本第2回新株予約権の数及び本第3回新株予約権の数を合計380個とする。）の決定を取締役に委任することを併せて付議する旨の決議を行いました。当社としては、これらの事情変更は2019年4月12日時点における本第三者割当を実行することには合理性が認められるとの判断の前提を大きく変更するものではなく、当該判断はこれらの事情変更を踏まえてもなお妥当性を有すると判断しております。

(注) Suwaコンソーシアムは、当社の戦略的パートナー選定手続に参加することを目的に、台湾証券取引所に上場しているタッチパネル大手であるTPK、北京に本社を持ち中国最大の資産運用会社グループの一つであるHarvestグループに属するプライベートエクイティ投資を行う運用会社であるHarvest Tech、及び台湾に拠点を置くTsai一族（台湾の大手金融持株会社であるFubon Financial Holding Co., Ltdの創業一族）のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるCGLによって組成された共同体です。また、Suwaは、Suwaコンソーシアムによる本第三者割当のために設立した会社であり、2019年4月12日時点までに設立を完了させるために、一旦Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立しましたが、今後、Suwaコンソーシアム内の合意に基づき、本第三者割当の実行までにHarvest Techが組成するファンド（詳細は未定）が資本参加し、Suwaの出資者となる予定です。また、Suwaの新たな出資予定候補者である香港の投資会社であるOasis Management Company Ltd.が運用又は助言するファンドについて、今後、反社会的勢力と何らかの関係を有していないことや、払込みに要する資金等の状況等を確認の上、新たなSuwaの出資予定者に追加する予定です。なお、China Silkroad Investment Capital Ltd.は、Suwaの設立及び運営を担っておりますが、本第三者割当実行時においては、Suwaの出資者とはならない予定です。また、2019年4月12日時点においては、Harvest Techが組成するファンドのほか、TPK、CGLグループもSuwaの出資者となる予定でしたが、何れも出資予定者から離脱しております。

2. 募集の内容

① 本新株式

(1) 発行新株式数（募集株式の数）	普通株式 840,000,000株
(2) 払込金額	1株につき50円
(3) 払込金額の総額	42,000,000,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額 21,000,000,000円（1株につき25円） 増加する資本準備金の額 21,000,000,000円（1株につき25円）
(5) 募集方法	割当予定先に対する第三者割当の方法によります。
(6) 割当予定先	Suwa Investment Holdings, LLC
(7) 払込期間	2019年8月29日（木曜日）から2020年8月28日（金曜日）まで
(8) その他	上記各号については、本前提条件が全て満たされることを条件としています。

② 本第2回新株予約権付社債

(1) 新株予約権付社債の発行総額	本第2回新株予約権付社債の発行総額は8,000,000,000円（額面100円につき金100円）
(2) 新株予約権の数	80個（注）
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 160,000,000株（注）
(4) 新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(5) 転換価額	50円
(6) 募集方法	割当予定先に対する第三者割当の方法によります。
(7) 割当予定先	Suwa Investment Holdings, LLC
(8) 払込期日（新株予約権の割当日）	2019年8月29日（木曜日）から2020年8月28日（金曜日）までのいずれかの日
(9) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：本第2回新株予約権付社債の割当日から5年経過した日
(10) その他	上記各号については、本前提条件が全て満たされることを条件としております。

（注）会社法第239条第1項の規定に基づき、本第2回新株予約権付社債の発行総額を100億円を上限として増額させること、及び第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の数を100個を上限として増加させること（ただし、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行総額を合計380億円、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の数及び第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の数を合計380個とする。）の決定を取締役に委任することにより、本第2回新株予約権付社債の発行総額は180億円を上限として取締役会が定める額に、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の数は180個を上限として取締役会が定める数に、それぞれ増加される可能性があります。また、それに伴い当該新株予約権の全てが転換価額50円で行使された場合に交付される普通株式は最大で360,000,000株となる可能性があります。

本第2回新株予約権付社債の内容の詳細につきましては、株式会社ジャパンディスプレイ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項（別紙1）をご参照ください。もっとも、上記のとおり、当該発行要項のうち「1.社債総額」、「11.本第2回新株予約権に関する事項（1）本第2回社債に付された本第2回新株予約権の数」が変更される可能性があります。

③ 本第3回新株予約権付社債

(1) 新株予約権付社債の発行総額	本第3回新株予約権付社債の発行総額は30,000,000,000円（額面100円につき金100円）（注）
(2) 新株予約権の数	300個（注）
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 600,000,000株（注）
(4) 新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(5) 転換価額	50円
(6) 募集方法	割当予定先に対する第三者割当の方法によります。
(7) 割当予定先	Suwa Investment Holdings, LLC
(8) 払込期日（新株予約権の割当日）	2019年8月29日（木曜日）から2020年8月28日（金曜日）までのいずれかの日
(9) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：本第2回新株予約権付社債の償還期日と同日
(10) その他	上記各号については、本前提条件が全て満たされることに加え、当社が割当予定先に対して、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込資金は不要であるとして所定の方法により事前の書面による通知を行っていないこと、及び割当予定先による本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する資金の調達が完了していること等を条件としております。

（注）会社法第239条第1項の規定に基づき、本第3回新株予約権付社債の発行総額を100億円を上限として減額させること、及び第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の数を100個を上限として減少させること（ただし、本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債の発行総額を合計380億円、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の数及び第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の数を合計380個とする。）の決定を取締役会に委任することにより、本第3回新株予約権付社債の発行総額は200億円を下限として取締役会が定める額に、第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の数は200個を下限として取締役会が定める数に、それぞれ減少される可能性があります。また、それに伴い当該新株予約権の全てが転換価額50円で行使された場合に交付される普通株式は最小で400,000,000株となる可能性があります。

本第3回新株予約権付社債の内容の詳細につきましては、株式会社ジャパンディスプレイ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項（別紙2）をご参照ください。もっとも、上記のとおり、当該発行要項のうち「1.社債総額」、「11.本第3回新株予約権に関する事項（1）本第3回社債に付された本第3回新株予約権の数」が変更される可能性があります。

第3号議案 第三者割当による種類株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の内容で、INCJに対する第三者割当による、株式会社ジャパンディスプレイA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）の発行（以下「本優先株式第三者割当」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

A種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される最大株式数453,333,333株（議決権数4,533,333個）について、2019年6月30日現在の当社発行済株式総数846,165,800株及び議決権数8,461,478個を分母とする希薄化率は53.58%（議決権ベースの希薄化率は53.58%）に相当します。また、A種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される最大株式数453,333,333株（議決権数4,533,333個）、第2号議案に係る本新株式の発行株式数840,000,000株（議決権数8,400,000個）、並びに第2号議案に係る本第2回新株予約権付社債及び本第3回新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが転換価額50円で行使された場合に交付される株式数760,000,000株（議決権数7,600,000個）の合計2,053,333,333株（合計議決権数20,533,333個）につき、2019年6月30日現在の当社発行済株式総数846,165,800株及び議決権数8,461,478個を分母とする希薄化率は242.66%（議決権ベースの希薄化率は242.67%）に相当します。このように、本優先株式第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、本総会にて、株主の皆様のご承認を併せてお願いするものであります。

なお、本優先株式第三者割当は、第2号議案に係る本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が実行されること、本総会において、第1号議案及び第3号議案が承認されること等を条件としております。

1. 本優先株式第三者割当を行う理由

(1) 本優先株式第三者割当に至る経緯

当社は、当社を取り巻く事業環境において、モバイル向けディスプレイ市場におけるOLEDディスプレイへの置換の加速、スマートフォン市場の世界的な成長鈍化、スマートフォン向けディスプレイ市場における価格競争の激化が生じており、当社は、大規模な資金注入がなければ、悪化した資金繰りの抜本的な解決や、安定的な事業継続を目的とした純資産の確保が困難な状況にあり、また、今後も事業環境が大きく好転しない場合には、当社の資金繰りが悪化することで当社の事業価値の維持が困難となり得る状況にあるところ、大規模な資本性資金の注入による長期安定資金の確保を行うため、第2号議案に係る本第三者割当の実行を決定いたしました。スポンサー選定の過程において、Suwaは当社の筆頭株主かつ最大債権者であるINCJとの間で、当社の持続的な事業運営のための長期安定資金の確保の必要性について協議を行い、当社への支援についてINCJに打診を行った結果、INCJからリファイナンスを含む各種支援が提供可能である旨の意向が表明されました。上記の経緯から、当社は、Suwa及びINCJとの間で協議を行った結果、INCJによる各種支援の実施に向け、INCJ及びSuwaとの間で、2019年4月12日付でMOUを締結しております。当社は、当該MOUの締結以降、当該MOUに基づきINCJと協議を行い、INCJ及びSuwaとの間で2019年8月27日付で本優先株式第三者割当に係る「Preferred Share Subscription Agreement」（以下「本優先株式引受契約」といいます。）の締結に至ったものです。これにより、当社は、長期安定資金を確保し、また、負債性資金の一部を資本性資金に変

更することにより当社の財務体質を改善することができると考えております。

なお、本優先株式第三者割当は、当社の既存株式の大規模な希薄化を伴うのみならず、下記「(2) 払込金額が合理的であると判断した理由」に記載のとおり、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額がINCJに特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、既存株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の取締役である橋本孝久氏及び栗田良輔氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本優先株式第三者割当に関する意見を諮問し、2019年8月27日付で、本優先株式第三者割当には必要性及び相当性が認められる旨の意見をいただきました。

(2) 払込金額が合理的であると判断した理由

当社は、A種優先株式の発行が本優先株式第三者割当と一連の取引として行われるものであり、また、A種優先株式の発行条件を本優先株式第三者割当と同日に締結したMOUで定めていたことから、MOUの締結に際し、MOUに定められたA種優先株式の諸条件を考慮したA種優先株式の価額の評価及びフェアネス・オピニオンの提出を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼し、赤坂国際会計から2019年4月12日付で、種類株式価値算定書を取得しております。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及びINCJの関連当事者には該当せず、本優先株式第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

当該種類株式価値算定書によれば、赤坂国際会計は、評価基準日である2019年4月11日時点における市場環境等を考慮した一定の前提の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて、A種優先株式の公正な評価額をA種優先株式100円当たり78.8円から86.2円と算定しております。

また、当社は、赤坂国際会計から2019年4月12日付で、A種優先株式の払込金額は、当社及びINCJを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

本優先株式第三者割当は、MOUに定められた条件と同内容でA種優先株式を発行するものであるところ、上記の種類株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンによれば、A種優先株式100円当たりに対する算定レンジが100円を下回るため、当社は、A種優先株式の発行条件は公正な水準であると判断しています。

加えて、当社の監査役4名は、上記の種類株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを踏まえれば、本優先株式第三者割当におけるA種優先株式の払込金額は、INCJに特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

当社は、当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計による種類株式価値算定書における上記評価結果及び上記監査役の意見や、A種優先株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、INCJとの協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、A種優先株式の発行は有利発行には該当しないと判断しました。しかしながら、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額がINCJに特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本総会において、特別決議による承認を得ることをA種優先株式の発行の条件としました。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式第三者割当により当社の既存株式の大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、A種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使によりA種優先株式の当社普通株式への転換が可能となるのはA種優先株式の発行後1年を経過した日以降であり、当社普通株式の希薄化が直ちに生じるものではないこと、A種優先株式は議決権を有しないこと、A種優先株式の発行と引き換えに株式会社ジャパンディスプレイ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（未償還残高250億円）を買入消却することを予定しているため当該新株予約権付社債に係る潜在株式がなくなること等を踏まえると、既存の当社株主への影響は抑制されるものと考えております。また、A種優先株式の割当てにより当社が取得する資金により負債性資本を弁済することで、当社の自己資本比率を高めることとなり、当社の財務体質が改善することを考慮すれば、本優先株式第三者割当によって生じる当社の既存株式の大規模な希薄化を考慮してもなお、本優先株式第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

2. A種優先株式の内容

(1) 発行新株式数（募集株式の数）	A種優先株式 1,020,000,000株
(2) 払込金額	1株につき100円
(3) 払込金額の総額	102,000,000,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額 51,000,000,000円（1株につき50円） 増加する資本準備金の額 51,000,000,000円（1株につき50円）
(5) 募集方法	割当予定先に対する第三者割当の方法によります。
(6) 割当予定先	株式会社INCJ
(7) 払込期日	2019年8月29日（木曜日）から2020年8月28日（金曜日）までのいずれかの日
(8) その他	上記各号については、第2号議案に係る本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が実行されること、本総会において、第1号議案及び第3号議案が承認されること等を条件としております。 A種優先株式の発行要項には譲渡制限条項は付されておられません。 なお、SuwaとINCJとの間で締結したShareholders' Agreementにおいて、INCJは、Suwaの事前の書面による同意なく、A種優先株式又は転換された当社普通株式を、①（i）当社の競合他社であると合理的に認められる会社若しくは団体、又は（ii）直接若しくは間接的に上記（i）に規定された会社若しくは団体を支配し、支配され若しくは共同支配されている者、又は②当該株式取得後に完全希薄化ベースで当社の議決権の20%を超える株式を保有する第三者に対して譲渡若しくは譲渡の申込みをしてはならないこととなっているとの報告を受けております。

（注）1.A種優先株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

2.本優先株式引受契約において、INCJは、Suwaの事前の書面による同意なく、A種優先株式を転換することで交付される普通株式を含め、当社の議決権の25%を超える株式を保有してはならない（ただし、Suwaは合理的な理由なく、当該同意を拒むことができない）ものとされています。

第4号議案 取締役2名選任の件

新執行体制を発足させるとともに取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定を行うために、以下のとおり新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

菊岡稔氏は本総会の終結の時をもって取締役に就任し、また、第2号議案に係る普通株式及び本第2回新株予約権付社債の発行に対する払込完了後に、中野伸之氏が取締役に辞任し東伸之氏が取締役に就任することとします。なお、東伸之氏の選任の効力は、Suwaによる新株式、本第2回新株予約権付社債の払込完了後、中野伸之氏が取締役に辞任することを条件として生ずるものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	きく おか みのる 菊岡 稔 （1962年9月8日）	1986年4月 株式会社日本興業銀行（現みずほフィナンシャルグループ）入行 1992年3月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 2000年5月 メリルリンチ証券会社 投資銀行部門 Director 2004年9月 日東電工株式会社 経営企画部 部長 2004年12月 同社 米国派遣、米 Nitto Americas 副社長 2006年4月 同社 メンブレン事業部長 兼 米 Hydranautics社 CEO 2011年6月 同社 理事 経営統括部門長 2014年10月 日本電産株式会社 常務執行役員 2017年4月 当社 入社 財務ユニット長 2017年10月 当社 財務統括部長 2018年10月 当社 執行役員 財務統括部長 2019年5月 当社 常務執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー（現任） 【重要な兼職の状況】 無し	0 株
		【取締役候補者とした理由】 経営監督機能の強化とSuwaとの協働関係を円滑・迅速に構築し、新生ジャパンディスプレイにおける改革を強く推進する目的から、Suwaとの「CAPITAL AND BUSINESS ALLIANCE AGREEMENT」等の締結交渉を主導した高い交渉力、及び金融機関との豊富な人脈を活かした資金調達力を持ち、財務分野及び事業運営における専門的な知識と豊富な経験を有するため、選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外	ひがし のぶ ゆき 東 伸之 (1964年3月31日)	1987年 4 月 株式会社野村総合研究所 入社 1998年 4 月 野村證券株式会社 入社 2000年 7 月 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社 出向 2011年12月 野村證券株式会社 復帰 2012年 4 月 株式会社産業革新機構(現株式会社産業革新投資機構) 入社 投資事業グループマネージングディレクター 2017年 4 月 株式会社JOLED 社外取締役 (現任) 2017年 6 月 当社 社外取締役 就任 2018年 6 月 当社 社外取締役 退任 2018年 9 月 株式会社INCJに出向 執行役員 投資事業グループマネージングディレクター (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社INCJ 執行役員 株式会社JOLED 社外取締役	0 株
	【社外取締役候補者とした理由】 証券会社や投資会社において投資事業や経営リスク管理に関する豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポートを通じた高度な経営的見識を有しております。2017年 6 月～2018年 6 月に当社の社外取締役として経営監督の任に当たっており、取締役会において経営への助言や業務執行に対する適切な監督を頂くことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 東 伸之氏の兼務先である株式会社INCJは、当社株式の25.29%を所有する大株主であります。
2. 東 伸之氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は東 伸之氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

【責任限定契約の内容の概要】

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役が職務をなすにあたりその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしております。

(別紙1)

株式会社ジャパンディスプレイ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行要項

本要項は、株式会社ジャパンディスプレイ（以下「当社」という。）が2019年4月12日及び2019年8月7日付の取締役会における決議に基づき発行する株式会社ジャパンディスプレイ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本第2回新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本第2回社債」、新株予約権部分のみを「本第2回新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額
金80億円
2. 各本第2回社債の金額
金1億円
3. 新株予約権付社債券の形式
本第2回新株予約権付社債について、新株予約権付社債券は発行しない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡
本第2回新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本第2回新株予約権又は本第2回社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率
本第2回社債には利息を付さない。
6. 社債の払込金額（発行価額）
各本第2回社債の金額100円につき金100円。
ただし、本第2回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
7. 社債の償還価額
各本第2回社債の金額100円につき金100円。
ただし、繰上償還する場合は第10項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。
8. 担保・保証の有無
本第2回新株予約権付社債には担保又は保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置
本第2回新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本第2回社債の元金は、本第2回新株予約権付社債の割当日から5年経過した日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
 - (2) 組織再編行為による繰上償還
 - ① 組織再編行為（本号②に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は、取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他の機関が決定した場合）において、当社が、本第2回新株予約権付社債の新株予約権付社債権者（以下「本第2回新株予約権付社債権者」という。）に対し、承継会社等（本号③に定義する。）が当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを理由の如何を問わず想定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付したときは、当社は、本第2回新株予約権付社債権者に対して30日前までに通知したうえで、当該通知において指定した償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が当該組織再編行為にかかる承認又は決定の日（以下「組織再編行為承認日」という。）から30日以内に到来する場合には、当該通知を行った日から30日目以降の日とする。）に、残存する本第2回社債の全部（一部は不可）を、各本第2回社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
 - ② 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本第2回社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本第2回新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社

となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本第2回社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

③「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本第2回社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

④ 当社は、本号①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

① (イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（ただし、当該公開買付けに係る公開買付期間の末日において当該公開買付けが成立した場合に限る。）には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に本第2回新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本第2回社債の全部（一部は不可）を、各本第2回社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

② 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。この場合において、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかったときは、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に本第2回新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本第2回社債の全部（一部は不可）を、各本第2回社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

③ 本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は②に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本第2回社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は②に基づく通知が行われたときは、本第2回社債は本号に従って償還されるものとする。

④ 当社は、本号①又は②に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(4) 通知による繰上償還

当社は、本第2回新株予約権付社債の発行日以降いつでも、償還すべき日の2週間以上前に本第2回新株予約権付社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本第2回社債の全部（一部は不可）を、各本第2回社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

(5) 償還すべき日（本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本第2回社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い通知において指定した償還日を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

(6) 当社は、法令に別途定められる場合を除き、当社と本第2回新株予約権付社債権者との合意により、払込期日（第18項に定める。）の翌日以降いつでも本第2回新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本第2回新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本第2回社債又は当該新株予約権付社債に付された本第2回新株予約権の一方のみを消却することはできない。

11. 本第2回新株予約権に関する事項

(1) 本第2回社債に付された本第2回新株予約権の数

各本第2回社債に付された本第2回新株予約権の数は1個とし、合計80個の本第2回新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本第2回新株予約権を引き受ける者は、本第2回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本第2回新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本第2回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本第2回新株予約権が付された本第2回社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額（本項第(6)号②に定義する。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(4) 本第2回新株予約権を行使することができる期間

本第2回新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本第2回新株予約権者」という。）は、本第2回新株予約権付社債の割当日より6か月経過した日から当該割当日より5年経過した日までの間、いつでも、本第2回新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日

② 第10項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより本第2回新株予約権付社債の割当日から5年経過した日以前に本第2回社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前6営業日以降

③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、当社が、本第2回新株予約権の行使請求の停止が必要であると合理的に判断し、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他の必要事項をあらかじめ書面により本第2回新株予約権者に通知した場合における当該期間。本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本第2回新株予約権の行使の条件

① 本第2回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本第2回新株予約権を行使することができない。

② 各本第2回新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本第2回新株予約権の行使に際しては、当該各本第2回新株予約権が付された本第2回社債を出資するものとし、当該本第2回社債の価額は、その払込金額と同額とする。

② 各本第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(13)号において、「転換価額」は、本第2回承継新株予約権（本項第(13)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額を指す。）は、50円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(9)号に定めるところにより調整されることがある。

(7)① 当社は、本第2回新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{調整後転換価額} = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \end{aligned}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
(イ) 時価（本項第(8)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合（ただし、2019年4月12日開催の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を発行する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合（ただし、2019年4月12日開催の当社取締役会決議に基づき当社新株予約権付社債を発行する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日又は当社の代表者により当該割当てが決定される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本第2回新株予約権の行使請求をした本第2回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認又は決定があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (8) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④ 転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(9)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基

準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(9) 本項第(7)号及び第(8)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割を行うとき。
- ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生するとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本第2回新株予約権付社債権者に通知する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(11) 本第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 本第2回新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(13) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本第2回新株予約権付社債の承継

- ① 当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第10項第(2)号又は第10項第(4)号に基づき本第2回社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第2回新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「本第2回承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本第2回新株予約権は消滅し、本第2回社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本第2回社債を以下「本第2回承継社債」という。）、本第2回承継新株予約権は本第2回承継社債に付された新株予約権となり、本第2回新株予約権者は本第2回承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本第2回新株予約権に関する規定は本第2回承継新株予約権について準用する。

② 本第2回承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ) 本第2回承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第2回新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 本第2回承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 本第2回承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る本第2回承継新株予約権が付された本第2回承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(ニ) 本第2回承継新株予約権が付された本第2回承継社債の転換価額

本第2回承継新株予約権が付された本第2回承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本第2回新株予約権を行使した場合に本第2回新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に本第2回承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における本第2回承継新株予約権が付された本第2回承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(9)号に準じた調整を行う。

(ホ) 本第2回承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本第2回承継新株予約権の行使に際しては、当該各本第2回承継新株予約権が付された本第2回承継社債を出資するものとし、当該本第2回承継社債の価額は、本第2回社債の払込金額と同額とする。

(ハ) 本第2回承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本第2回新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト) 本第2回承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第2回承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) その他の本第2回承継新株予約権の行使の条件

各本第2回承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ) 本第2回承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(14) 本第2回新株予約権の行使請求受付事務は、第12項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(15) ① 行使請求しようとする本第2回新株予約権者は、行使請求期間中に、当社の定める行使請求書に、行使する本第2回新株予約権に係る本第2回新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本第2回新株予約権に係る本第2回社債の保有者である旨を証明する書面を、行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(16) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本第2回新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本第2回新株予約権に係る本第2回社債について弁済期が到来するものとする。

(17) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本第2回新株予約権者に対し、当該本第2回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

12. 行使請求受付場所

株式会社ジャパンディスプレイ財務・IR統括部財務部

13. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本第2回新株予約権付社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本第2回新株予約権付社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有せず、本第2回新株予約権付社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

14. 本第2回新株予約権付社債権者に通知する場合の公告

本第2回新株予約権付社債に関して本第2回新株予約権付社債権者に対して行う通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本第2回新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

15. 社債権者集会

(1) 本第2回新株予約権付社債の社債権者集会は、本第2回社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本第2回社債と同一の種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本第2回社債と同一の種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本第2回社債と同一の種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本第2回社債と同一の種類の社債を有する社債権者は、関連法令により要求される手続を履践したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

16. 譲渡制限
本第2回新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
17. 申込期間
2019年8月29日から2020年8月28日までのいずれかの日
18. 払込期日（新株予約権の割当日）
2019年8月29日から2020年8月28日までのいずれかの日
19. 本第2回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本第2回新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本第2回社債からの分離譲渡はできず、かつ本第2回新株予約権の行使に際して当該本第2回新株予約権に係る本第2回社債が出資され、本第2回社債と本第2回新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本第2回新株予約権の価値と本第2回社債の利率（年0.00%）等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本第2回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。
20. その他
 - (1) 上記の他、本第2回新株予約権付社債発行に関して必要な事項は当社代表取締役役に一任する。
 - (2) 本第2回新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(別紙2)

株式会社ジャパンディスプレイ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行要項

本要項は、株式会社ジャパンディスプレイ（以下「当社」という。）が2019年4月12日及び2019年8月7日付の取締役会における決議に基づき発行する株式会社ジャパンディスプレイ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本第3回新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本第3回社債」、新株予約権部分のみを「本第3回新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額
金300億円
2. 各本第3回社債の金額
金1億円
3. 新株予約権付社債券の形式
本第3回新株予約権付社債について、新株予約権付社債券は発行しない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡
本第3回新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本第3回新株予約権又は本第3回社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率
本第3回社債には利息を付さない。
6. 社債の払込金額（発行価額）
各本第3回社債の金額100円につき金100円
ただし、本第3回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
7. 社債の償還価額
各本第3回社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第10項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。
8. 担保・保証の有無
本第3回新株予約権付社債には担保又は保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置
本第3回新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本第3回社債の元金は、本第2回新株予約権付社債の償還期限日（以下「償還期限日」という。）にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
 - (2) 組織再編行為による繰上償還
 - ① 組織再編行為（本号②に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は、取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他の機関が決定した場合）において、当社が、本第3回新株予約権付社債の新株予約権付社債権者（以下「本第3回新株予約権付社債権者」という。）に対し、承継会社等（本号③に定義する。）が当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを理由の如何を問わず想定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付したときは、当社は、本第3回新株予約権付社債権者に対して30日前までに通知したうえで、当該通知において指定した償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が当該組織再編行為にかかる承認又は決定の日（以下「組織再編行為承認日」という。）から30日以内に到来する場合には、当該通知を行った日から30日目以降の日とする。）に、残存する本第3回社債の全部（一部は不可）を、各本第3回社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
 - ② 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本第3回社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本第3回新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社

となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本第3回社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

③ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本第3回社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

④ 当社は、本号①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

① (イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（ただし、当該公開買付けに係る公開買付期間の末日において当該公開買付けが成立した場合に限る。）には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に本第3回新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本第3回社債の全部（一部は不可）を、各本第3回社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

② 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。この場合において、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかったときは、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に本第3回新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本第3回社債の全部（一部は不可）を、各本第3回社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。

③ 本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は②に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本第3回社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は②に基づく通知が行われたときは、本第3回社債は本号に従って償還されるものとする。

④ 当社は、本号①又は②に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(4) 通知による繰上償還

当社は、本第3回新株予約権付社債の発行日以降いつでも、償還すべき日の2週間以上前に本第3回新株予約権付社債権者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本第3回社債の全部（一部は不可）を、各本第3回社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

(5) 償還すべき日（本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本第3回社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い通知において指定した償還日を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

(6) 当社は、法令に別途定められる場合を除き、当社と本第3回新株予約権付社債権者との合意により、払込期日（第18項に定める。）の翌日以降いつでも本第3回新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本第3回新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本第3回社債又は当該新株予約権付社債に付された本第3回新株予約権の一方のみを消却することはできない。

11. 本第3回新株予約権に関する事項

(1) 本第3回社債に付された本第3回新株予約権の数

各本第3回社債に付された本第3回新株予約権の数は1個とし、合計300個の本第3回新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本第3回新株予約権を引き受ける者は、本第3回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本第3回新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本第3回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本第3回新株予約権が付された本第3回社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額（本項第(6)号②に定義する。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(4) 本第3回新株予約権を行使することができる期間

本第3回新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本第3回新株予約権者」という。）は、本第2回新株予約権付社債の割当日より6か月経過した日から償還期限日までの間、いつでも、本第3回新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日

② 第10項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより償還期限日以前に本第3回社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前6営業日以降

③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、当社が、本第3回新株予約権の行使請求の停止が必要であると合理的に判断し、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他の必要事項をあらかじめ書面により本第3回新株予約権者に通知した場合における当該期間。本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本第3回新株予約権の行使の条件

① 本第3回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本第3回新株予約権を行使することができない。

② 各本第3回新株予約権の一部行使はできない。

(6) 本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本第3回新株予約権の行使に際しては、当該各本第3回新株予約権が付された本第3回社債を出資するものとし、当該本第3回社債の価額は、その払込金額と同額とする。

② 各本第3回新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(13)号において、「転換価額」は、本第3回承継新株予約権（本項第(13)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額を指す。）は、50円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(9)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) ① 当社は、本第3回新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{調整後転換価額} = & \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \end{aligned}$$

- ② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (イ) 時価（本項第(8)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合（ただし、2019年4月12日開催の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を発行する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合（ただし、2019年4月12日開催の当社取締役会決議に基づき当社新株予約権付社債を発行する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日又は当社の代表者により当該割当てが決定される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日まで本第3回新株予約権の行使請求をした本第3回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認又は決定があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (8) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ② 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④ 転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(9)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基

準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(9) 本項第(7)号及び第(8)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割を行うとき。
- ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由が発生するとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を本第3回新株予約権付社債権者に通知する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(11) 本第3回新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第3回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 本第3回新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(13) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本第3回新株予約権付社債の承継

① 当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第10項第(2)号又は第10項第(4)号に基づき本第3回社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第3回新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「本第3回承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本第3回新株予約権は消滅し、本第3回社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本第3回社債を以下「本第3回承継社債」という。）、本第3回承継新株予約権は本第3回承継社債に付された新株予約権となり、本第3回新株予約権者は本第3回承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本第3回新株予約権に関する規定は本第3回承継新株予約権について準用する。

② 本第3回承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ) 本第3回承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本第3回新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 本第3回承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 本第3回承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る本第3回承継新株予約権が付された本第3回承継社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(ニ) 本第3回承継新株予約権が付された本第3回承継社債の転換価額

本第3回承継新株予約権が付された本第3回承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本第3回新株予約権を行使した場合に本第3回新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に本第3回承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における本第3回承継新株予約権が付された本第3回承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(9)号に準じた調整を行う。

(ホ) 本第3回承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本第3回承継新株予約権の行使に際しては、当該各本第3回承継新株予約権が付された本第3回承継社債を出資するものとし、当該本第3回承継社債の価額は、本第3回社債の払込金額と同額とする。

(ハ) 本第3回承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本第3回新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト) 本第3回承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第3回承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) その他の承本第3回継新株予約権の行使の条件

各本第3回承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ) 本第3回承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない

(14) 本第3回新株予約権の行使請求受付事務は、第12項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(15)① 行使請求しようとする本第3回新株予約権者は、行使請求期間中に、当社の定める行使請求書に、行使する本第3回新株予約権に係る本第3回新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本第3回新株予約権に係る本第3回社債の保有者である旨を証明する書面を、行使請求受付場所に提出しなければならない。

② 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(16) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本第3回新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本第3回新株予約権に係る本第3回社債について弁済期が到来するものとする。

(17) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本第3回新株予約権者に対し、当該本第3回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(18) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

12. 行使請求受付場所

株式会社ジャパンディスプレイ財務・IR統括部財務部

13. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本第3回新株予約権付社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本第3回新株予約権付社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有せず、本第3回新株予約権付社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

14. 本第3回新株予約権付社債権者に通知する場合の公告

本第3回新株予約権付社債に関して本第3回新株予約権付社債権者に対して行う通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本第3回新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

15. 社債権者集会

(1) 本第3回新株予約権付社債の社債権者集会は、本第3回社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本第3回社債と同一の種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本第3回社債と同一の種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本第3回社債と同一の種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本第3回社債と同一の種類の社債を有する社債権者は、関連法令により要求される手続を履践したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

16. 譲渡制限

本第3回新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 申込期間

2019年8月29日から2020年8月28日までのいずれかの日

18. 払込期日（新株予約権の割当日）

2019年8月29日から2020年8月28日までのいずれかの日

19. 本第3回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本第3回新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本第3回社債からの分離譲渡はできず、かつ本第3回新株予約権の行使に際して当該本第3回新株予約権に係る本第3回社債が出資され、本第3回社債と本第3回新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本第3回新株予約権の価値と本第3回社債の利率（年0.00%）等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本第3回新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

20. その他

- (1) 上記の他、本第3回新株予約権付社債発行に関して必要な事項は当社代表取締役役に一任する。
- (2) 本第3回新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に ご出席いただく場合



株主総会に ご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日時

2019年9月27日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所

ベルサール御成門タワー 4階

株主総会に ご出席いただけない場合



郵送で 議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに**ご投函**ください。

※各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして、取扱わせていただきます。

行使期限

2019年9月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で 議決権を行使される場合

スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコードで読み取る「スマート行使」による方法、又はパソコン等で当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード、パスワード」入力による方法で議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2019年9月26日(木曜日)
午後5時30分まで

- (注) 1. インターネットによる議決権行使は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」に記載された方法によってのみ可能です。
2. 議決権行使書用紙の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしています。
3. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者への料金(接続料金)は、株主様のご負担となります。

**パソコン等の操作方法
に関するお問い合わせ**

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

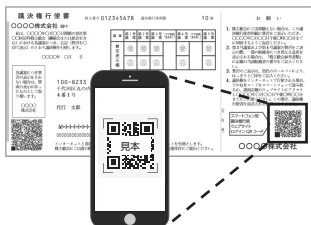
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

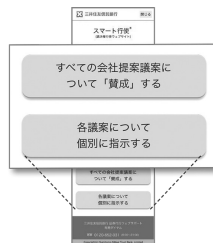
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

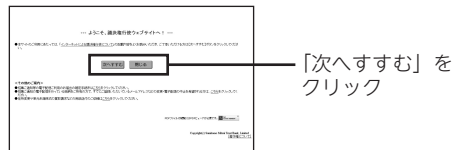
議決権行使後、行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移出来ます。

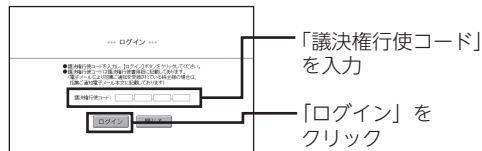
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

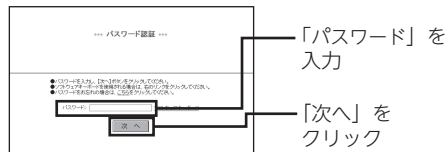
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

臨時株主総会会場ご案内図

御成門駅からの順路ご案内



ベルサール御成門タワーへは、
直進して、A3b出口へ。



エスカレータを上り、
外へ出て右。



ベルサール御成門タワーに到着。
(住友不動産御成門タワービル入口)



会場

東京都港区芝公園 1-1-1
ベルサール御成門タワー 4階

1階ベルサール専用エントランスからエレベーターで4階へ
お越しください。

最寄駅

都営三田線 御成門駅

御成門駅改札を出てA3b出口経由で、
1階エントランスより入館ください。

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。